

農地法第4条・5条の届出の必要書類

農地法第4条及び5条の届出には以下の書類を添付してください。

なお、届出内容によって必要な書類も異なるほか、下記以外の書類の提出を求める場合がありますので、事前に農業委員会にご相談ください。

●必須書類

☑欄	書類名	部数	備考
<input type="checkbox"/>	申請書	1部	申請書2ページ目は、所有者や申請地番が、1ページ目に記入しきれない場合のみ必要
<input type="checkbox"/>	土地の全部事項証明書	1部	法務局発行の原本。発行から3か月以内のもの
<input type="checkbox"/>	申請地及び附近の地番を表示する図面（公図）	1部	原本又は原本確認後写しを提出 登記情報サービスで取得した場合は、余白に取得日、取得方法を記入し、取得者が記名すること
<input type="checkbox"/>	申請地の位置図（附近見取り図）	1部	
<input type="checkbox"/>	建物配置図又は利用計画図	1部	建築物を建てる場合は建物配置図が、露天駐車場や露天資材置場の場合は利用計画図が必要
<input type="checkbox"/>	誓約書	1部	
<input type="checkbox"/>	窓口に書類を提出する者の本人確認書類	—	運転免許証、保険証、マイナンバーカード等）の提示

●個々に応じて必要な書類

☑欄	書類名	部数	備考
<input type="checkbox"/>	委任状	1部	代理の方が届出を行う場合に必要
<input type="checkbox"/>	住民票の写し又は戸籍の附票の写し（住所の沿革がわかるもの）	1部	土地の全部事項証明書に記載の所有者の住所が現住所と異なる場合に必要
<input type="checkbox"/>	戸籍謄本等相続関係書類又は法務局交付の法定相続人一覧図	1部	土地の相続登記がされていない場合に必要
<input type="checkbox"/>	現況写真及び写真方向位置図	1部	一時転用の場合に必要
<input type="checkbox"/>	始末書（顛末書）	1部	現況地目が農地ではない場合に必要